

「原産地証明書」発給業務について

日本繊維輸出組合

1. 「原産地証明書」発給業務について

(1) 「原産地証明書」発給業務の根拠

当組合は、定款第8条（事業）第2項「(ハ) 繊維及び繊維製品の輸出に関する原産地の証明及び組合員の営業の証明」に基づき、原産地証明書を発給している一つの機関として原産地証明書の発給業務を組合員等に対し行う。

(2) 「原産地証明書」を必要とする理由及び、「原産地証明書」の発給目的

当組合事務局は、原産地証明書の発給に際し、組合員等発給申請者から「原産地証明書発給に関する誓約書」の受領の後、可能な限り申請者の意向を尊重しつつ、原産地証明書が、契約条件の整合性確保、商取引慣習における必要性など、輸出取引の便益を供することを目的とし原産地証明書の発給業務を行う。

(3) 当組合が発給する「原産地証明書」は、日本が締結・発効している経済連携協定（EPA）において、関税の撤廃又は引き下げを目的として、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づき経済産業大臣が指定した指定発給機関である日本商工会議所にて発給される「特定原産地証明書」と相異なる。

2. 「原産地証明書」の発給対象地域

全地域

3. 「原産地証明書」の発給対象品目

当組約定款第2条に掲げる「繊維及び繊維製品」並びに、「輸出統計品目表・第11部以外の品目表に分類されている繊維製品」に掲げる品目

(1) 「繊維及び繊維製品」

輸出統計品目表・第11部の第50類～第63類（但し、繭(50.01)、生糸(50.02)、絹のくず(50.03)、絹糸(50.04、50.06)及び繊維くず(63.01)は除く)

(2) 「輸出統計品目表・第 11 部以外の品目表に分類されている繊維製品」

敷物・すだれ(46.01)、履物 (64.05、64.06)、帽子・帽体 (65.01、65.02、65.03、65.04、65.05、65.07)、寝具(マットレス、クッション)(94.04)、水泳用紡織用繊維製ネット(95.06)、紡織用繊維製たも網(95.07)、紡織用繊維製リボン(96.12)

※上記 4 桁 HS コードに対する品目は主なものを記載

(3) 「原産地証明書」を発給できない品目

ア) 当組合定款で定める品目以外

当組合の定款第 2 条の「繊維及び繊維製品」並びに、「別表」に掲げる品目以外の品目は、原産地証明書を原則発給しない(除外する)。

但し、その商品が間違いなく日本原産で少数の場合(数量の 20%以内)は受け付ける。

※ワシントン条約は、毛皮だけでなく鞆、手袋、ベルト(腕時計のベルト等含む)なども含まれるため、毛皮、皮革製品全般を対象外とする。

イ) その他組合で発給できない「原産地証明」

○外国で生産された産品

→日本商工会議所で発給

○EPA(経済連携協定)等の特定原産地規則に係るもの

→日本商工会議所で発給

○インボイス上の輸出国が日本以外の貨物の場合

→仕向地・国に輸入され内国貨物となった商品を再輸出する場合、内国貨物となった国において原産地証明書を取得する。

以上